

奈良県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和二年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
長嶋 俊作	ながしま鍼灸整骨院 葛城市八川一二一―一一	令和二年九月一日
中西 昌利	なかにし整骨院 大和高田市大字築山四三四― 一	令和二年九月一日